

岬町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

岬町長

田代 亮

岬町条例第 1 6 号

岬町議会委員会条例の一部を改正する条例

岬町議会委員会条例（昭和 6 2 年岬町条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（開会の特例）

第 1 3 条の 2 委員長は、委員について、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）を活用して委員会を開会することができる。

- (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

第 1 8 条第 1 項中「委員会」の次に「（第 1 3 条の 2 の規定により開会するものを除く。）」を加える。

第 2 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 2 6 条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第 2 7 条第 1 項中「職員に」を「職員をして」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。